

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月26日
【会社名】	株式会社ウェブクルー
【英訳名】	WebCrew Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青山 浩
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長青山浩は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社及び持分法適用会社のうち、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した事業拠点については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね4分の3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び広告宣伝費に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

### 記

当社連結子会社元役員がその立場を利用して、会社名義で単独で作成した預金口座を債権回収の振込先に指定し、貸付先等により振り込まれた金銭を不正に引き出したり、弁済を受けた記録がないにも関わらず、弁済を受けたものとして貸付先に対して領収書を発行するなどの形跡が認められるなどの点を含めた一連の不正行為を行い、平成20年9月期より平成23年9月期まで総額147百万円の損害を当社に与えるという事実が平成23年9月に発覚いたしました。

当該不正行為を発見できなかった原因は、権限が元役員に集中し決裁権限を単独で持っていたのみならず関与者が元役員本人のみで他の役職員が関知しない業務が多々存在し、権限が一極集中になっていたこと並びに子会社の取締役会の形骸化や単独での業務執行、親会社の立場である当社の監督不足、内部通報体制の形骸化など監視態勢全般における機能が不十分であったことであると判断いたしました。

当事業年度末日までに上記内部統制の不備が是正されなかった理由は、当該不正行為発覚を受けて開始した内部調査が完了したのが当事業年度末日後であったことから、不備の解明がしきれなかったためであります。

## 4【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された重要な欠陥を是正するために、事業年度の末日後、不正が発生したことの原因分析及び問題点抽出結果に基づき、以下の是正措置を実施しております。

### （1）業務上独立した業務監査室の設置

権限の一極集中と監視態勢の機能不全を改善するために、牽制力と監視態勢を確保できる業務上独立した業務監査室の設置をし、平成23年12月22日において監査室長を取締役会において任命しております。尚、業務監査室は監査役会（社外監査役2名と常勤監査役1名で構成し、オブザーバーとして社外弁護士1名が参加）をその報告先とし、任命機関と報告機関を分別することで、より独立した立場で業務を遂行できるような態勢としております。また、業務監査室の機能としては従来の内部監査機能を包含し、不正の未然防止において一定の抑止力を持って

るよう整備することといたしました。

(2) 子会社の取締役会の充実

親会社である当社による監視のために派遣する者を除き可能な限り兼任を避け、より実効性のある取締役を、平成23年12月21日までに開催された各連結子会社の定時株主総会において任命しております。

(3) 内部通報制度の整備及び運用の徹底

内部で発生した不正もしくは不正の兆候のあるものにつき、制度がより機能しやすいように外部窓口として顧問弁護士を設置いたしました。

(4) 業務管掌範囲の見直し等

事業推進領域と経営管理領域の区分をし、経営管理領域を親会社である当社の経営管理部門の管轄とし、権限の一極集中を排除し、適正な計数及び出納管理を図るほか、銀行口座開設においてもその管轄とすることといたします。また、捺印の承認や金庫の施錠など同一人物で完結できる状況を排除していく運用を推進してまいります。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。